

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月27日発行

Vol.484

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

●被災自治体News

南相馬市	2
浪江町	3
双葉町	8

●福島県復興公営住宅入居支援センター

・令和2年度第6回入居者募集のお知らせ	11
---------------------	----

●交流ルームひばり通信

・1月・2月の「ひばり」	18
--------------	----

1/9 土

双葉町「ブログ ふたばのわ」から

双葉ダルマに願いを込めて

1月9日(土)に双葉町産業交流センター屋外で行われた双葉ダルマの販売会。毎年恒例の双葉町ダルマ市は残念ながら中止となりましたが、双葉町ダルマ市を後世に継承したいという有志の強い思いから、感染対策を徹底した中での双葉ダルマの販売会となりました。

双葉町ダルマ市で恒例となっている巨大ダルマ引きも行われ、新型コロナウイルス感染症の収束を祈願し、双葉町消防団第2分団が綱を引き合いました。



👉 9ページをご覧ください。



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.



南相馬市からのお知らせ

原発賠償に関するリーフレットの配布

1月22日HP更新

市では賠償請求を支援する中で、よくある質問をまとめてリーフレット「ここに注目原子力損害賠償」を作成しました。

<内容例>

●一人月額10万円の慰謝料についてADRへの申し立てによる追加賠償

① 増額

- 介護が必要な方、障がいを持つ方、中等度以上の病気の方、妊娠していた方・乳幼児が家族にいた場合
- 同居していた家族が分かれて避難していた場合

② 延長

- 介護…介護施設に入所した家族の付き添いを続けるために避難が続いた。
- 通学…子供が避難先で高校に入学し、卒業まで避難先に残った。
- 通院…治療のために避難先にとどまる必要があった。
- 障がい…障がいがある子が帰還により支援を十分に受けられなくなるおそれがあった。

▶ 原発賠償に関するリーフレット

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/11/genpatubaisholeaflet.pdf>

ここに注目 原子力損害賠償

① 1人月額10万円の慰謝料（避難生活等に基づく精神的損害）について

Q1 避難生活等に基づく精神的損害が支払われるのはいつまでですか？

Q2 避難生活等に基づく精神的損害はどのような場合に増額されますか？

Q3 精神的損害の時期を延長して請求することはできますか？

② 慰勞不能損害（原発事故の影響による給料減少等）について

Q4 慰勞不能損害が支払われるのはいつまでですか？

Q5 慰勞不能損害の時期を延長して請求することはできますか？

Q6 原発事故で早急避難を余儀なくされて退職金が減ったことを請求できますか？

③ 生命・身体的損害

Q7 精神疾患で通院している場合も「生命・身体的損害」で請求できますか？

④ 特定避難勧奨地点の財物賠償

Q8 20km圏外では物の一部分の賠償（財物賠償）はされないのでしょうか？

⑤ 立木賠償（20 km圏内外）

Q9 登記を確立したところ、山林を母かの人と共同で所有（共有）しているのですが、自分ひとりでも賠償請求することはできますか？

⑥ 自宅の補修・清掃費用（20 km圏外）

Q10 避難していても修理ができず、自宅を修繕したのですが、請求できますか？

⑦ 自主除染費用

Q11 除染のために除染林を伐採した費用は、請求できますか？

⑧ 生活費増加

Q12 放射線による汚染を心配し、原発事故後は自家消費野菜の栽培をやめ、野菜を購入するようになった場合、野菜の購入費用を請求できますか？

⑨ 南相馬市に住民票がない場合

Q13 南相馬市の自宅に親子が住み、私だけが福島県外に単身赴任をしていましたが、週末や休日は市内に帰っていました。東京電力に精神的損害賠償を請求できますか？

※ 相続について

Q14 父が亡くなってしまい、賠償請求の状況がわからないのですがどうしたらよいですか？
亡父が賠償請求をしていたことが分かりました。亡父の請求を今からで請求できますか？

➡ 回答は冊子の中で説明しています。



今回の浜通り×さんじょうライフに添付しましたので、ご覧ください。
(南相馬市の世帯のみ)

問い合わせ

復興企画部
被災者支援課 原子力損害対策係
TEL 0244-24-5337



みなみそうまチャンネル

南相馬市



電話でのお問合せ

TEL:0244-26-5663

(平日のみ 午前9時～午後5時)

今週の番組 60分 ※パソコン視聴

番組内容 [1/22～1/29]

1. オープニング&今週の番組 [2分]
2. おだか月あかりコンサート [20分]
3. 令和2年度 南相馬市表彰式 [7分]
4. 第14回 南相馬市民俗芸能発表会～雫の神楽～ [17分]
5. 月刊図書館通信 2月号 [5分]
6. Minamisoma 5.0「技術革新のまち」編 [2分]
7. さあ！みんなで手を洗おう -あなたとあなたの大切な人を守るため- [4分]
8. リクエストアワーのお知らせ [3分]



みゆーまくん



浪江町からのお知らせ

【令和3年度採用】浪江町任期付職員の採用候補者試験を実施します

1月20日HP更新

試験職種、採用予定人員および主な職務内容

試験職種	採用予定人員	主な職務内容
一般行政 (有害鳥獣)	1人	鳥獣被害に関する防除対応・鳥獣被害に関する相談対応および関連する行政事務全般
一般行政 (商工振興)	1人	観光(交流人口拡大)促進、地場産品振興に関する業務および行政事務全般
一般行政 (文化財)	1人	復興関連事業に係る埋蔵文化財発掘調査・報告書作成等業務および行政事務全般
保育士	1人	浪江にじいろこども園における保育業務および子育て支援・保育行政全般

採用予定時期および任用期間

令和3年4月1日から3年間

注意 任用期間は、業務の進捗状況などにより最長5年まで延長する場合があります。

次ページへ続きます

受験資格

1. 職種別要件

試験職種	受験資格
一般行政 (有害鳥獣)	次の(1)または(2)に該当する方 (1)昭和56年4月2日以降に生まれた者で、大学または専門学校で生物学、野生動物生態、鳥獣管理などを学んでいる方、もしくはこれに相当する学歴・資格・職歴のある方 (2)普通自動車運転免許(AT限定不可)の免許を有している方
一般行政 (商工振興)	昭和40年4月2日以降に生まれた者で、地方公共団体における行政事務経験が3年以上ある方(学歴は問いません。)
一般行政 (文化財)	次の(1)または(2)に該当する方 (1)大学(大学院を含み、短期大学を除く。)において、考古学(歴史学、文化財学その他これに類する専門課程)を専攻し卒業した方(発掘調査の経験を有する方に限る。) (2)埋蔵文化財発掘調査の調査員または調査補助員として、5年以上の経験を有する方
保育士	昭和45年4月2日以降に生まれた者で、保育士資格および幼稚園教諭免許を有する方で、保育業務経験が3年以上ある方(学歴は問いません。)

注意 最終合格決定後、資格証、修了証の写しおよび在職期間証明書などを提出していただくこととなります。(提出がされないときには、内定等の取消しを行う場合があります。)

2. 共通要件

- (1) 普通自動車運転免許を有していること
- (2) Microsoft WordおよびExcelを使った文書作成および表計算処理ができること
- (3) 町民の方へ親切・丁寧・粘り強く窓口や電話での対応ができること

注意 前記の受験資格にかかわらず、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 日本国籍を有しない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
- 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

受験申込

下記(1)～(5)を、期限までに浪江町役場総務課行政係まで提出してください。

- (1) 受験申込書…写真を貼り付けてください。
申し込み前3カ月以内に撮影・上半身脱帽・大きさ縦6cm×横4.5cm

次ページへ続きます 

- (2) 職務等経歴書
- (3) 受験票…写真を貼り付けてください。
申し込み前3カ月以内に撮影・上半身脱帽・大きさ縦6cm×横4.5cm
- (4) 資格免許証の写し（保育士のみ）
- (5) 応募作文…次のテーマについて述べてください。
《テーマ》あなたのこれまでの経験をどのように浪江町職員としての業務に生かし、町の復興にどう貢献していきたいかを述べなさい。（500字以内）

【提出先】

浪江町役場 総務課 行政係
〒979-1592
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2

申込受付期限

令和3年2月12日（金） 当日消印有効

申込用紙の請求

申込用紙は、浪江町役場総務課で交付します。また、ホームページからダウンロードできます。

▶ 提出書類チェック表

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13484.pdf>

**▶ 受験申込書**

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13485.pdf>

**▶ 職務等経歴書**

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13486.pdf>

**▶ 受験票**

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13487.pdf>



次ページへ続きます 

▶ 応募作文様式

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13488.pdf>



試験方法および内容

	試験方法	試験内容
第一次試験	書類選考	提出された書類（応募作文など）により選考
第二次試験	面接試験	第一次試験合格者を対象に20分程度の個別面接

合格者の発表

	発表時期	発表方法
第一次試験合格者	受付締め切りから1週間以内	受験者に郵送により合否を通知します。
最終合格者	第二次試験日から2週間以内	浪江町役場掲示板に掲載するほか、受験者に合否を通知します。

給与・手当

給与は、浪江町の条例などに基づき、実務経験や職責などを勘案して決定します。

その他通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、扶養手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

【経験年数を加算した給料月額モデルケース】

民間経験年数	10年	20年	30年
大学卒	218,800円	272,600円	293,100円
短大卒	216,900円	257,700円	293,100円
高校卒	183,400円	248,700円	287,500円

注意 上記はモデルケースであり職務経歴などの内容により金額が変わる場合があります。また、任期中の昇給はありません。

主な勤務条件

原則として、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時までは休憩時間）までの7時間45分、休日は、土曜日・日曜日および祝日です。

※ 業務の進行状況などによっては、時差勤務や時間外勤務があります。

申込用紙などに含まれる受験者の個人情報については、職員採用試験以外の目的には一切使用しません。また、提出された書類は返却しません。

問い合わせ

総務課 行政係

TEL 0240-34-0235

浪江町Facebook「つながろう なみえ」から

「大堀相馬焼バーチャル伝承館」がオープンしました

～「経済産業省 福島復興推進グループ」のブログから～

1月19日

江戸時代から浪江町大堀に伝わる大堀相馬焼は、湯呑や急須として人々に愛されてきた陶芸品です。

多くの人々に大堀相馬焼の魅力に触れていただくことを目的に、今年3月、道の駅なみえ内に、実物の購入や陶芸体験等ができる「大堀相馬焼伝承館」がオープンを予定しています。

これに先立ち、今月、インターネット上で大堀相馬焼について学ぶことができる「大堀相馬焼バーチャル伝承館」がオープンしました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、現地に足を運べない方にも「大堀相馬焼伝承館」を実際に訪れたように体験していただくため、大堀相馬焼のネットショッピング、バーチャルろくろ体験、オンライン陶芸教室などを体験いただけるユニークな取組です。

各取組はバーチャル伝承館内のインフォメーションマークをクリックすることで体験することができます。

インフォメーションマークはバーチャル伝承館内の各所に散りばめられているので、ゲーム感覚で探してみてください！

これを機にぜひ大堀相馬焼の魅力に触れてみてはいかがでしょうか？

▶ 大堀相馬焼協同組合HP

<http://www.somayaki.or.jp/hall/index.html>





双葉町からのお知らせ

双葉町議会議員一般選挙 投票状況および開票結果（1月24日執行）

1月24日HP更新

選挙当日の有権者数

	男	女	合計
当日有権者数	2,392人	2,594人	4,986人

投票状況

	男	女	合計
当日投票者数	283人	244人	527人
期日前投票者数	748人	804人	1,552人
不在者投票者数	114人	157人	271人
投票者総数	1,145人	1,205人	2,350人
最終投票率	47.87%	46.45%	47.13%
(前々回投票率)	56.18%	57.11%	56.66%

開票結果

当落	候補者氏名	党派	得票数
当	石田 翼	無所属	207票
当	作本 信一	無所属	366票
当	かんの ひろき	無所属	212票
当	たかはぎ 文孝	無所属	381票
当	伊藤 てつお	無所属	262票
当	岩本 ひさと	無所属	478票
当	小川 たかひさ	無所属	133票
当	山根 たつひろ	無所属	260票
	尾形 あきひろ	無所属	33票
小計（有効投票数）			2,332票
無効			18票
計（投票総数）			2,350票
入場したが投票しなかった者			0票
不受理			0票
合計（投票者数）			2,350票

問い合わせ

総務課（選挙管理委員会）

TEL 0246-84-5201

双葉町「ブログ ふたばのわ」から

双葉ダルマに願いを込めて

昨年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって各種イベントが中止や延期となり、町民の皆さんにもなかなかお会いする機会が少ない一年となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

令和3年最初の取材は、1月9日(土)に双葉町産業交流センター屋外で行われた双葉ダルマの販売会に伺いました。毎年恒例の双葉町ダルマ市は残念ながら中止となりましたが、双葉町ダルマ市を後世に継承したいという有志の強い思いから、感染対策を徹底した中での双葉ダルマの販売会となりました。



次ページへ続きます 

双葉町「ブログ ふたばのわ」から

双葉町内でダルマの販売が行われるのは震災以降、実に10年ぶり。当日は晴天にも恵まれ、寒いながらも穏やかな日差しが会場を包んでいました。露店には双葉ダルマを始め、干支の牛(ウシ)や疫病除けのご利益があるとされるアマビエなど、1,000個以上のさまざまなダルマが並べられました。ダルマを買い求めに来た人達は「受験生の子どもの合格祈願」や、「毎年ひとつずつ大きいサイズを買っています。商売繁盛しますように」など、思い思いにダルマに込める願いを話していました。



双葉町ダルマ市で恒例となっている巨大ダルマ引きも行われ、新型コロナウイルス感染症の収束を祈願し、双葉町消防団第2分団が綱を引き合いました。東が勝てば家内安全・商売繁盛、西が勝てば無病息災・身体堅固。例年ならば一般の方も参加し盛大に行われる巨大ダルマ引きですが、一般参加者がいなくてもその勢いは劣らず、700kgの巨大ダルマが西へ東へとぐいぐい動きます。ソーシャルディスタンスを保ちつつも力強く綱が引かれた結果、祈願どおり西が大勝利！盛大な拍手とともに、参加した皆さんの願いが双葉の空へ響いていました。

(双葉町復興支援員(ふたさぼ)宮本)

双葉町HP「町長の活動状況」から

内堀知事が町内を視察

12月18日

12月18日、内堀雅雄知事が双葉町内の復興状況を視察しました。

伊澤町長の案内で、町内の中間貯蔵施設周辺などの状況を視察。また、JR双葉駅南側のこ線橋から、駅西側に整備を進めている居住エリアの進捗状況について説明を聞きました。

伊澤町長は「帰還する町民は医療に不安があるので、駅西側の拠点に医療施設を整備する上でも県の支援をお願いしたい」と強く要望しました。





令和2年度第6回 入居者募集のお知らせ (令和3年4月以降入居予定)

■募集期間

2月1日(月)～2月9日(火)必着

■募集対象

1. 平成23年3月11日時点において、田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村に居住していた方で、次に該当する方
 - ・現在も避難指示が継続している区域に居住していた方（居住制限者）
 - ・避難指示が解除された区域に居住していた方で、現在、住宅に困窮している方（旧居住制限者）
2. 東日本大震災において被災・避難した次に該当する方で、現在、住宅に困窮している方
 - ・地震・津波により住宅を失った方（地震・津波被災者）
 - ・平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方（子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」）

■注意事項

- ・第2希望の団地まで申し込みできます。
- ・「地震・津波被災者」の方については、今回の募集から入居申込要件が変更になりますのでご注意ください。
- ・優先住宅(車いす対応住宅も含む)は、集合住宅1階部分の住戸であり、優先世帯(60歳以上の高齢者、障がい者、要介護者を含む世帯)に限り申し込みができます。
- ・入居後の復興公営住宅間の住み替えは、世帯人数が増減した場合、身体の機能上の制限を受ける者となった場合、介護が必要となった場合など、一定の理由がある場合に可能ですので、ご相談ください。
- ・第1・第2希望の両方とも落選された方には、意向を伺い、空いている住戸をご案内する場合があります。なお、第2希望の団地の記載がなかった方には、ご案内は行いません。
- ・補欠として登録されている方も応募できますが、当選した場合は、補欠の権利は無効となりますので、ご了承ください。

※募集対象「1」の方

応募者多数の場合、「避難指示が継続している地区に居住していた方」から先に抽選します。

※募集対象「2」の方

応募者多数の場合、「地震・津波被災者」から先に抽選します。

次ページへ続きます 

■募集団地

※ 居住制限者、旧居住制限者を対象とした募集団地と、地震・津波被災者および支援対象避難者を対象とした募集団地は、別々の一覧となります。

●居住制限者、旧居住制限者を対象とした募集団地

所在地	団地名	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	北信	H26	-	集合住宅	優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
					一般住宅	3LDK	1
	笹谷	H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
	飯坂	H27	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	2
	北中央	H28	内水	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
	北沢又 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	5
				戸建て(2階建) または 2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	1
	北沢又	H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	6
						3LDK	6
優先住宅(車いす対応)					3LDK	2	
一般住宅					2LDK	2	
				3LDK	17		
二本松市	根柄山 (ペット可)	H28	-	戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	2
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	3
	石倉	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						3LDK	5
					一般住宅	2LDK	2
						3LDK	15
	若宮	H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
						3LDK	2
表 (ペット可)	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
					3LDK	2	
				一般住宅	2LDK	6	
					3LDK	2	
川俣町	壁沢 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(平屋)	優先住宅	2LDK	1
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	2LDK	6
					3LDK	4	
郡山市	柴宮	H26	-	集合住宅57号棟	優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	2
	H27	-	集合住宅 58・59号棟	優先住宅	2LDK	1	
				一般住宅	2LDK	1	
日和田	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2	
				一般住宅	3LDK	1	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
郡山市	富田	H26~H27	-	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	2
				集合住宅 4号棟	優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
	八山田	H26~H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	2
	東原	H26~H27	-	集合住宅 1・2号棟	優先住宅	2LDK	3
					一般住宅	3LDK	2
	安積	H27	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	1
守山駅西 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1	
				2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	4
田村市	石崎南 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	2
三春町	平沢 (ペット可)	H28	-	戸建て(平屋)	一般住宅	2LDK	2
				戸建て(2階建)	一般住宅	3LDK	1
白河市	南湖南 (ペット可)	H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
会津 若松市	古川町	H26	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	5
	年貢町	H27	-	集合住宅 (メゾネット)	一般住宅	3LDK	8
					一般住宅	2LDK	1
城北 (ペット可)	H27~H28	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	1LDK	1	
南相馬市	北原	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	7
					一般住宅	3LDK	6
					一般住宅	2LDK	7
					一般住宅	3LDK	21
	上町	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	4
					一般住宅	3LDK	2
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	5
	南町	H28	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	9
					優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	1
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	2
	牛越	H28~H29	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	2
					一般住宅	3LDK	22
優先住宅					3LDK	12	
優先住宅(車いす対応)					3LDK	1	
広野町	下北迫 (ペット可)	H29	-	2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	27

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害 リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集 戸数
いわき市	湯長谷	H26	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	6
	下神白	H26	津波	集合住宅	優先住宅	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	10
	八幡小路	H27	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	13
					優先住宅	2LDK	1
	家ノ前 (ペット可)	H27	洪水	戸建て(2階建)	一般住宅	2LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
	宮沢	H28	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	2
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
	大原	H28	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK	3
					一般住宅	3LDK	5
	関船	H27	-	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
					優先住宅	2LDK	1
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	2
					一般住宅	3LDK	1
	高萩 (ペット可)	H28	洪水	2戸1棟(平屋)	優先住宅(車いす対応)	2LDK	3
				戸建て(平屋) または 2戸1棟(平屋)	一般住宅	2LDK	1
				戸建て(2階建) または 2戸1棟(2階建)	一般住宅	3LDK	4
	四ツ倉	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
	下矢田	H29	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	5
					一般住宅	3LDK	1
	中原 (ペット可)	H28	洪水 津波	集合住宅 1~3号棟	優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	1
					一般住宅	3LDK	1
	中原	H28	洪水 津波	集合住宅 4~7号棟	優先住宅	2LDK	1
一般住宅					3LDK	6	
一般住宅					2LDK	1	
勿来酒井	H29	-	集合住宅 2~4号棟	優先住宅	3LDK	5	
				優先住宅(車いす対応)	2LDK	1	
				一般住宅	3LDK	1	
			集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	一般住宅	2LDK	1	
				優先住宅	3LDK	6	
北好間 (ペット可)	H29	洪水	集合住宅 1~3・5・6号棟	優先住宅	2LDK	1	
				一般住宅	2LDK	3	
北好間	H29	洪水	集合住宅 4・7~16号棟	優先住宅	2LDK	4	
				一般住宅	3LDK	2	
				一般住宅	2LDK	3	
				一般住宅	3LDK	7	

次ページへ続きます 

所在地	団地名	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
いわき市	磐崎	H29	洪水	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
					一般住宅	3LDK	3
	泉本谷	H29	土砂災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	9
						3LDK	7
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	1
					一般住宅	2LDK	1
	平赤井	H29	洪水	集合住宅		3LDK	6
					優先住宅	2LDK	4
						3LDK	10
					優先住宅(車いす対応)	3LDK	2
					一般住宅	2LDK	1
	3LDK	4					

●「地震・津波被災者」および子ども・被災者支援法に定める「支援対象避難者」を対象とした募集団地

所在地	団地名	建設年度	災害リスク	住戸形態	住宅の種類	間取り	募集戸数
福島市	北沢又	H28~H30	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
						3LDK	2
					一般住宅	3LDK	4
二本松市	石倉	H28~H29	-	集合住宅	優先住宅	3LDK	1
					一般住宅	3LDK	5
南相馬市	上町	H28	-	集合住宅	優先住宅	2LDK	1
					一般住宅	3LDK	1
いわき市	牛越	H28~H29	-	集合住宅	一般住宅	3LDK	6
	下神白	H26	津波	集合住宅	一般住宅	2LDK	1
	中原	H28	洪水 津波	集合住宅 4~7号棟	一般住宅	3LDK	1
	勿来酒井	H29	-	集合住宅 2~4号棟	一般住宅	3LDK	3
				集合住宅 (木造長屋) 5・6号棟	優先住宅	2LDK	1
	泉本谷	H29	土砂 災害	集合住宅	優先住宅	2LDK	2
						3LDK	4
磐崎	H29	洪水	集合住宅	一般住宅	2LDK	1	
				優先住宅	2LDK	1	
				一般住宅	3LDK	1	

次ページへ続きます 

※「災害リスク」欄は、市町村が定めるハザードマップなどに基づき、県が現時点で把握している情報を記載しています。リスクの程度などは下の表で確認ください。
 詳細については、各市町村の防災担当課へお問い合わせください。

管内	団地名	洪水	内水	津波	土砂災害
県北	表				警戒区域
	北中央		0.2m未満		
相双	西町	0.5m～1.0m未満			
いわき	下神白			2m未満	
	平赤井	5.0m～10m未満			
	泉本谷				警戒区域
	北好間	5.0m～10m未満 ※家屋倒壊等 はん濫想定区域			
	中原	0.5m未満		0.3m～2m未満	
	磐崎	0.5m未満			
	家ノ前	3.0m未満			
	高萩	3.0m未満			
	大原			1m未満	
	四ツ倉	3.0m未満			

※「土砂災害」とは、土砂災害警戒区域内にある住戸であること、「津波」とは、津波災害警戒区域内にある住戸であること、「洪水」「内水」とは、ハザードマップにおける浸水想定区域内にある住戸であることをそれぞれ指しています。

■入居申込書と記入例

- ▶ 居住制限者用（現在も避難指示が継続している区域に居住していた方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2858%29.pdf>



- ▶ 旧居住制限者用（避難指示が解除された区域に居住していた方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2859%29.pdf>



- ▶ 地震・津波被災者用（地震・津波により住宅を失った方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2860%29.pdf>



- ▶ 支援対象避難者用（平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方）
<https://www.npo-junkan.jp/upload/files/%2861%29.pdf>



次ページへ続きます 

■今後の募集予定

令和3年度の募集日程および入居予定は次のとおりです。

回数	募集期間	入居予定時期
第1回	令和3年4月2日（金）～4月12日（月）	令和3年6月以降
第2回	令和3年6月1日（火）～6月9日（水）	令和3年8月以降
第3回	令和3年8月2日（月）～8月10日（火）	令和3年10月以降
第4回	令和3年10月1日（金）～10月12日（火）	令和3年12月以降
第5回	令和3年11月25日（木）～12月3日（金）	令和4年2月以降
第6回	令和4年2月1日（火）～2月9日（水）	令和4年4月以降

※ 入居予定時期は、現段階の目安であり変更する場合があります。

■一般県営住宅入居者募集について

一般県営住宅でも住宅確保が困難な方向けの募集を行っていますので、入居を希望する方は、希望する地区の県営住宅管理室にお問い合わせください。

注意 復興公営住宅と一般県営住宅の重複応募はできません。

【問い合わせ先】

- 県北地区県営住宅管理室 TEL 024-521-7991
- 県中地区県営住宅管理室 TEL 024-935-1518
- 県南地区県営住宅管理室 TEL 0248-23-1623
- 会津地区県営住宅管理室 TEL 0242-29-5526
- 相双地区県営住宅管理室 TEL 0244-26-5114
- いわき地区県営住宅管理室 TEL 0246-35-1733

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル ☎024-522-3320

受付時間 8:30～17:15（土日、祝日を除く）

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

1月・2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
				1/28	29	30
				ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
31	2/1	2	3	4	5	6
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み
7	8	9	10	11	12	13
	ひばり休み	ひばり休み		建国記念の日 ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日 午前10時～午後3時
水 午前10時～午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2021.1.27現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	16	42
原町区	4	5
南相馬市 計	20	47
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	29	69

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511